

令和 8 年度 シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、江別市の新たなシティプロモーション事業として、ビジュアル関連クリエイターによる「シティプロモーションチーム」を組織し、当該チームによって当市の魅力を SNS 上で発信する業務を行うにあたり、最適な事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

クリエイターによる「シティプロモーションチーム」を組織し、SNS を活用して江別市の魅力を発信する。また、チームコーディネーターを配置し、発信する情報の一貫性、統一性、頻度などを適切に管理する。

- (1) 委託業務名： シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務
- (2) 業務内容： 別紙 1「シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間： 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額： 2,456,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案する見積金額は、本金額を超えてはならない。

3. 事務局

江別市企画政策部広報広聴課（シティプロモート・移住定住促進担当）
〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地
電話：011-381-1064
E-mail：iju@city.ebetsu.lg.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 公募の日から審査の日までのいずれの日においても、江別市競争入札参加資格関係

事務取扱要綱（平成 11 年 3 月 10 日施行）による指名停止を受けていないこと。

- (3) 江別市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 38 号）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係業者等でないこと。また、役員等が同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係事業者等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) シティプロモーション、情報発信、広報活動、ビジュアルコンテンツ制作等に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの。

5. 選定スケジュール

※ 項目 No.は、実施要領の記載項目の番号と一致する。

項目 NO.	内容	日程
6	実施要領等の公表	令和 8 年 4 月 24 日（金）
7	質問の受付	令和 8 年 5 月 6 日（水）17 時まで
7	質問に対する回答	令和 8 年 5 月 11 日（月）まで
8	参加表明書の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時必着
9	提案書等の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時必着
8	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 5 月 21 日（木）
8	プレゼンテーション審査日程の通知	令和 8 年 5 月 21 日（木）
10	プレゼンテーション審査	令和 8 年 5 月 29 日（金）
10	プレゼンテーション審査結果の通知	令和 8 年 6 月 4 日（木）

項目 NO.	内容	日程
11	業務委託契約の締結（予定）	令和 8 年 6 月 15 日（月）

6. 実施要領等の公表

実施要領等の公表は、「5. 選定スケジュール」に記載の日から令和 8 年 5 月 20 日（水）までとし、市ホームページ等及び告示による。

応募の際は、各種様式を市ホームページからダウンロードすること。

7. 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、参加表明書等及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、配点及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

「5. 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールで送信すること（様式任意）。持参、口頭及びファクスによる質問は受け付けない。送信後、到着確認のため必ず電話連絡をすること。

(3) タイトル

電子メールの表題に「シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託公募型プロポーザル質問票（事業者名）」と明記すること。

(4) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課（シティプロモート・移住定住促進担当）

電話：011-381-1064（直通） E-mail：iju@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、「5. 選定スケジュール」に記載の日までに、市ホームページ上で回答する。ただし、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある場合は、回答できない旨を市ホームページ上で周知する。

質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

なお、単なる意見の表明等と解されるものについては回答しない。

8. 参加表明書等の提出

参加希望者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要が分かる資料（様式任意。所在地、事業内容などが確認できるもの。個人の場合は活動実績が分かるもの）
- ③ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ④ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ⑤ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ⑥ 業務の実施体制、組織体制図（様式任意。人員配置、連絡体制、プレゼンテーションへの出席者を明記すること。）
- ⑦ 納税証明書（国税、都道府県税、市区町村税の未納がないことを証明する書類。コピー可。）

(2) 提出期限

「5. 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。郵送及び持参の場合は必着とする。

(3) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課（シティプロモート・移住定住促進担当）
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所2階
E-mail : iju@city.ebetsu.lg.jp

(4) 提出方法

電子メール、郵送、持参で提出すること。なお、参加表明書等の提出をもって、本実施要領に定める各事項に同意したものとする。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届書（様式第2号）を提出すること。

(6) 参加資格審査結果

事務局において、参加希望者が提出した参加表明書等を審査し、参加資格の確認等を行い、参加資格審査結果を、全ての参加希望者へ「5. 選定スケジュール」に記載の日ま

で電子メールで通知する。

9. 提案書等の提出

提案者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書
- ② 提案見積書（様式任意）

(2) 提案書

提案書は、評価基準の内容を踏まえた上で作成すること。

提案書の様式は、A4 サイズ、10 ページ以内（表紙及び裏表紙、目次もページ数に含む。）とする。

提案書の内容は、別紙 1 の仕様書に基づいて、必須事項と、提案を求める事項を明確に区別して記載すること。

(3) 提案見積書（様式任意）

提案見積書の表題を「シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託提案見積書」として、合計金額、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む。）について記載すること。

なお、提案見積書は、本プロポーザルにおいてのみ使用し、契約事務における見積書として使用しない。

(4) 提出期限

「5. 選定スケジュール」に記載のとおり。期限後は一切受け付けない。郵送及び持参の場合は必着とする。

(5) 提出方法

次の①②ともに提出すること。

- ① 電子ファイル：電子メールの提出とする。メールサイズが 10MB を超える場合はファイル転送サービス等を適宜活用すること。
- ② 紙：A4 片面カラー印刷とし、6 部提出すること。（提出部数を簡素化）

(6) 提出先

江別市企画政策部広報広聴課（シティプロモート・移住定住促進担当）

〒067-8674 北海道江別市高砂町 6 番地 江別市役所 2 階

E-mail : iju@city.ebetsu.lg.jp

(7) 注意事項

提出書類は、提出期限後の差替え、再提出及び追加を認めない。

10. 審査

提出された提案書等について、提案者からプレゼンテーションを受け、審査を行う。

提案者が6者以上となった場合は、事前に審査を行い、プレゼンテーションに参加する提案者を5者選定する。

(1) 選定委員会

市職員等で構成する非公開のシティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査において提案者の順位付けを行い、各委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。評価は、プレゼンテーションによる内容点をもって総合的に判断する。

① 実施日

「5. 選定スケジュール」に記載のとおり。各者の参集時刻やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知する。

② 実施場所

江別市役所内会議室（予定）

③ 実施方法

プレゼンテーションへの出席者は、提出書類「8(1)提出書類③」に記載された者のうち、3名以内とする。1者の持ち時間は30分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）とし、追加資料の配付は認めない。スクリーン、プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に事務局まで連絡すること。その他プレゼンテーションに必要な機器等は提案者が準備すること。

④ 評価

評価に当たっては、シティプロモーションチームによる江別市の魅力発信業務委託公募型プロポーザルプレゼンテーション審査評価基準（別紙2）に基づき評価を行い、全委員の評価点の合計（以下「合計評価点」という。）において最高点を得た者を受託候補者とする。

ただし、合計評価点が満点の6割に満たない場合は失格とする。合計評価点が最も高い者が2以上あるとき（同点）は、委員の合議により受託候補者を決定する。

⑤ 結果の通知

審査結果は、提案者全員に「5. 選定スケジュール」に記載する日時までに電子メール

で通知する。電子メールの到着が確認できない場合は、事務局に電話で問い合わせること。

⑥ 結果の公表

市ホームページにて、受託候補者名称と全ての提案者の評価点数を公表する。ただし、受託候補者以外の提案者名称は公表しない。

11. 契約の締結

契約に当たっては、当市と受託候補者において、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。

採択された提案内容と、契約仕様及び金額が異なる場合は、市と受託候補者との協議によって決定するものとする。

なお、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

12. 失格要件

参加希望者及び提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。(選定対象からの除外)

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に示された条件に適合しない場合又は提出方法に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選定委員会委員又は事務局に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) 他の参加希望者、提案者と提案の内容またはその意思について相談した場合
- (7) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした場合

13. その他の事項

- (1) 提出された提案書等は、江別市情報公開条例（平成 14 年条例第 7 号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる場合がある。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 資料作成経費及び旅費等の必要経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書等及び提案書等の提出書類（データ含む）は返却しない。
- (5) 本プロポーザルについて、提案者が 1 者の場合であっても、提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議は一切受け付けない。